

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実に重要課題としております。また、公正かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高め、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2 株主総会における権利行使】

補充原則1-2-4

当社は機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や情報提供が必要と認識しております。株主構成における海外投資家の比率等の状況に応じて、英文による情報提供を検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

補充原則3-1-2

当社は機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や情報提供が必要と認識しておりますが、現在英文による情報提供は行っていません。株主構成における海外投資家の比率等の状況に応じて、英文による情報提供を検討してまいります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-2

3か年の中期経営計画を策定し、その目標達成に向け経営戦略や事業戦略の遂行に取り組み、未達に終わった場合には、その原因や当社が行った対応を十分に分析しておりますが、事業を取り巻く環境変化に臨機応変に計画変更が必要となることから、公表はしていません。今後経営計画の開示については検討してまいります。

補充原則4-1-3

当社は、代表取締役社長の後継者計画の策定・運用は重要な課題と認識しており、次期代表取締役や新任取締役候補の選定のために、慎重に計画の策定・運用を検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2-1

当社は業績や各執行状況を勘案し経営陣の報酬を決定しており、現金報酬のみ支給しています。取締役の一部に新株予約権を付与していることから株価連動に伴う健全なインセンティブを有していると考えておりますが、今後は経営環境等さまざまな要素を勘案して、柔軟な姿勢で対応してまいります。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

補充原則4-3-2

当社は、独立した諮問委員会を設置していませんが、代表取締役社長の選任は、会社におけるもっとも重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えた代表取締役社長を選任しております。

補充原則4-3-3

当社では、代表取締役を解任するための一律の評価基準や具体的な手続きは定めておりませんが、解任が相当であると認められる場合には、客観性・適時性・透明性のある手続きにより、取締役会において決議することになります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役を1名選任しております。立社外取締役の有用性について認識しており、独立社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活性化、及び、独立社外取締役からのさまざまな観点での意見の提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等、独立社外取締役がコーポレート・ガバナンスの充実に資すると判断しております。当社は、継続的に、当社の取締役の3分の1以上を独立社外取締役とするよう取り組んでまいります。

補充原則4-8-1

定時取締役会の前後に、代表取締役と社外役員とのミーティングを開催しておりますが、今後社外役員のみで情報交換・認識共有を図るよういたします。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10-1

当社は、独立社外取締役は現時点で取締役会の過半数に達していませんが、独立社外取締役は高度な専門的知識や組織運営経験に基づき取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、経営課題に対応した適切な助言を行っており、公正かつ透明性の高い体制が整備されております。従って、現段階では経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに関し、独立した諮問委員会の設置の必要性はないものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は現状すべて男性ですが、取締役会は性別や国籍にかかわらず、様々な経験や実績、またこれに基づいた視点や考え方などを

つ多様な人選で構成するとともに、取締役会の意思決定及び監督機能を効果的に発揮できる人員を維持することとしております。

補充原則4-11-3

当社は、社外役員を含む各取締役、監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後は取締役会の運営を適時見直していくとともに、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示について検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

現在当社は中期経営計画の公表は行っておりませんが、中期経営計画を公表する場合には、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明するように努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

今後、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきであると考えますが、現時点では、政策保有株式は保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、役員や主要株主等との間で取引を行う場合は、必要に応じ、取締役会の決議を経るなどしており、役員や主要株主等との間で生じる利益相反を生じさせないよう監督しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を導入しておりませんが、導入する場合は、当社の企業年金の適切な運用及び管理ができるよう、専門性を持った人材の登用・配置に努め、また、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにいたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)は、当社コーポレートサイト上での企業理念を開示しております。「経営戦略」、「経営計画は当社コーポレートサイトで開示するよう準備しております。

() 本報告書「第4【提出会社の状況】4【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方の記載の通りであります。

() 本報告書「第4【提出会社の状況】4【コーポレート・ガバナンスの状況等】(4)【役員の報酬等】 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項に記載のとおりであります。

() 当社は、取締役の選任においては、当社の企業理念、経営戦略等に対する理解、ふさわしい人格・見識を備え、取締役に相応しい豊かな経験を有し、経営判断能力があり、かつコンプライアンスに対する十分な理解を備える方を候補とし、株主総会で承認をいただくものとします。監査役の選任においては相応しい人格・見識を備え、監査役に相応しい豊かな経験及び十分な専門知識等を有し、かつコンプライアンスに対する十分な理解を備える方を候補とし、株主総会で承認いただくものとします。

() 取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の指名に係る説明につきましては、株主総会参考書類にて開示して説明する予定です。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

当社の取締役会は、定款及び法定に定めるほか、取締役会において決議する事項を取締役会規程、取締役会付議基準、職務権限基準表にて定めております。経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定機関として、業務執行監督体制を整備し、意思決定の公正化を図っております。

経営会議においては取締役会への付議事項の精査、全般的業務執行方針に関する事項、リスク管理に関する事項の審議を行っております。

経営陣(取締役)に対する委任の範囲については、組織分掌規程および職務権限基準表権限に規定されており、各所管部署の業務分掌および職務権限に応じた業務執行を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に基づき選任しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

当社の取締役会は、企業規模、経営判断の迅速性及び実効性等を踏まえた人数及び構成となっています。当社の取締役は、当社内外を問わず、当社の経営理念、経営戦略等に対する理解、ふさわしい人格・見識を備え、取締役に相応しい豊かな経験を有し、経営判断能力があり、コンプライアンスに対する十分な理解を備える方の中から選任されております。

補充原則4-11-2

当社の取締役の他の会社との主な兼任状況については、有価証券報告書及び株主総会招集通知で開示しております。

【原則4-14 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-14-2

取締役に対しては、円滑かつ適切な職務執行に資するため、経営陣幹部より、会社の事業・財務・組織に関する説明に加え、業界動向の情報提供などを行っております。また、毎年、コーポレートガバナンス・内部統制・リスクマネジメント・コンプライアンス・企業会計などのテーマ別の役員研修を年2回以上実施する計画です。そのほか、外部セミナーへの参加や外部団体への加入に資するため、取締役会事務局から各種外部研修等に関する情報提供で支援する予定であります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、取締役兼管理企画管掌役員がIRを統括しており、株主や投資家等との積極的な対話を通じて、経営方針等を説明する音で当社について

の理解促進を図っていく予定です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合	2,120,000	21.03
株式会社DALMA	1,540,000	15.28
株式会社オージオ	504,000	5.00
グリーンコア株式会社	400,000	3.97
鈴江 由美	350,000	3.47
CBC株式会社	200,000	1.98
株式会社ヒト・コミュニケーションズ	100,000	0.99
アルマード従業員持株会	47,800	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大和田 寛行	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大和田 寛行	○	――	公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、内部監査担当、会計監査人は、相互の監査計画の交換ならびにその説明・報告を行い、業務の効率性(財務報告の適正性を含む)の状況、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上條 富次生	他の会社の出身者													
横井 貴	公認会計士													
石井 絵梨子	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上條 富次生	○	――	管理実務及び監査役監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。
横井 貴	○	――	公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。

石井 絵梨子	○	_____	弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。
--------	---	-------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして、ストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会付議事項については、総合企画室長より資料を事前に配布し、検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて総合企画室長が事前説明を行っております。また社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役会、会計監査人監査、内部監査の情報共有を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
長谷部 由紀夫	Founder	大学等研究機関との共同研究・取引先等に関する助言業務	常勤 報酬有り(1,500万円)	2017/9/29	1年(2020年10月～2021年9月)

鈴江 由美	最高顧問	TV通販番組の出演等	非常勤 報酬有り(1,200万円)	2017/9/29	1年(2020年10月～2021年9月)
-------	------	------------	----------------------	-----------	----------------------

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2名

その他の事項

長谷部由紀夫Founder及び鈴江由美最高顧問への委託業務の内容、業務による成果、報酬額の妥当性、契約期間の妥当性の確認については当社代表取締役社長、常勤監査役に加え社外役員が過半を占める委員会において審議を重ねた上で、両氏との契約締結を実行しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社機関として、取締役会及び監査役を設置しております。会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下の通りであります。

(取締役会)

取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成しております。原則毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行なえる体制となっております。取締役会では、法令・定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(監査役会・監査役)

監査役会は3名(常勤1名、非常勤2名)で構成されており、うち3名が社外監査役となっております。監査役会を毎月1回開催する他、各監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視しております。監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と相互に連携しており、監査役は社長との情報交換を随時行い、意見できる環境となっております。また、監査役と会計監査人との間で必要に応じて監査報告会を開催しており、常勤監査役は内部監査担当者とともに、定期的に実施される内部監査に同行するなど連携を図り、必要に応じて連絡・報告等を行っております。

(経営会議)

経営会議は、全取締役及び部長で構成され、原則として月1回開催し、業務及び当期予算の進捗状況の報告、その他経営に関する重要事項の報告・審議を行なっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社の業務に精通した社内取締役及び豊富な経験と高い見識のある独立性の高い社外取締役によって構成された取締役会、取締役会から独立し、過半数の社外監査役から構成される監査役会を設置し、適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送を予定しております。また当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、上場後の定時株主総会からインターネットによる議決権行使が可能となるよう検討を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、個人投資家向け説明会の実施を計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、第2四半期決算及び通期の決算説明会を定期的に開催することに加え、機関投資家への訪問を計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、上場後の株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専用のサイトを開設し、掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	上場後は総合企画室をIR活動担当部署とし、管理企画管掌役員をIR活動の推進責任者とする予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する旨を規程に定めておりませんが、今後の検討事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、取引先をはじめとするすべてのステークホルダーに信頼を得られるよう、当社の会社情報を適時適切にわかりやすく提供するため、ホームページ、IRサイト、決算説明会等の充実を図ることにより積極的な情報提供を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2018年8月20日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。当該方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。

取締役は、毎月1回開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。

基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。

取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。

「企業倫理ホットライン運用細則」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。

金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。

使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定及び改正、会社及び他社で重大な不祥事又は事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報システム管理規程」、「機密管理規程」及び「文書取扱規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

「文書取扱規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、議案書、契約書、及びその他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理部がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、リスクに関わる情報を集約し、リスクの発生防止に関わる各部署が行う諸活動を管理する。

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに措置を講ずる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「職務権限規程」及び「組織分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限基準表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。

「予算管理規程」に基づき、予算及び予算の達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて予算の修正を行う。

組織目標の明確な付与を通して、経営効率の向上に努める。

取締役・全本部長及び部長を構成員とする経営会議を設置し、職執行状況の把握及び取締役会付議事項の事前検討を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。

補助使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには速やかに監査役に報告する。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めると及び必要な書類の閲覧を行うことができる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席する。

監査役は、代表取締役、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施する。

(8) 反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない。

反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先(警察署、顧問弁護士等)と協議し、組織的に対応するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。

当社では、反社会的勢力に係る対応についての主管部署は総合企画室とし、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力調査手順書に基づき、原則的に取引開始前におけるリスクモニターによる調査を実施しております。継続既存取引先に対しては、1年に一度、新規取引先の手順に則り調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

また、従業員への啓蒙活動の実施及び警察、暴力団追放運動推進センターや顧問弁護士などの外部専門機関との連携を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

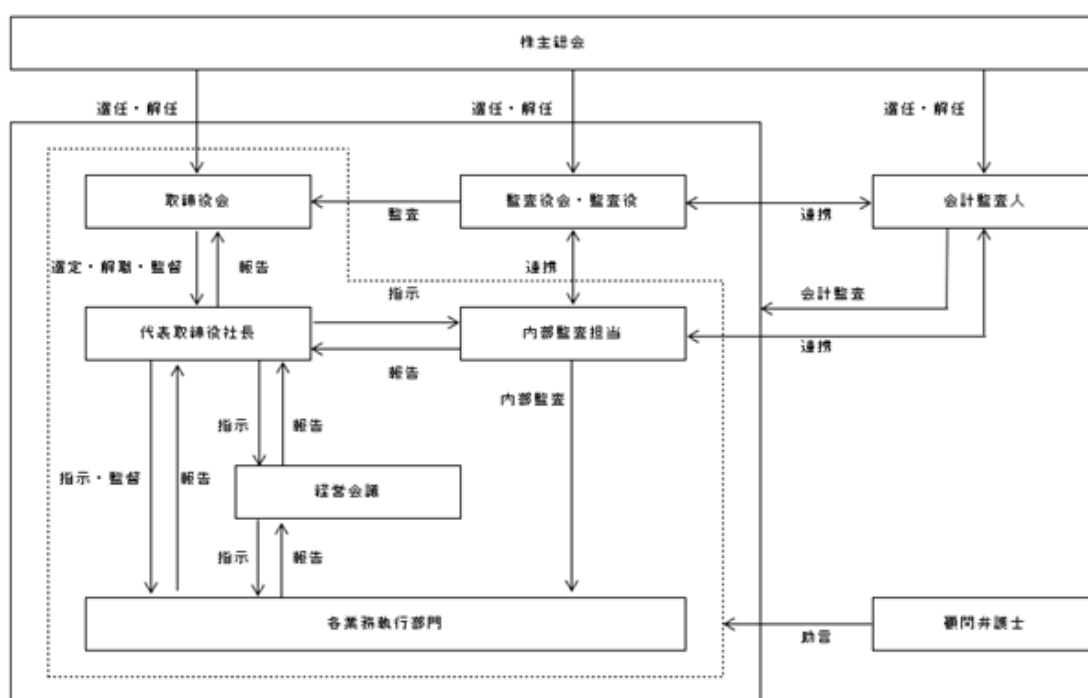
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

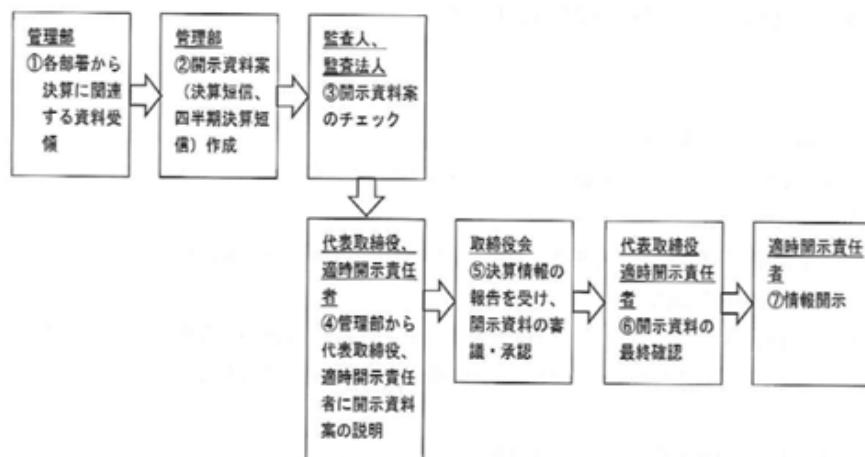
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社機関及びコーポレート・ガバナンス体制の概要】

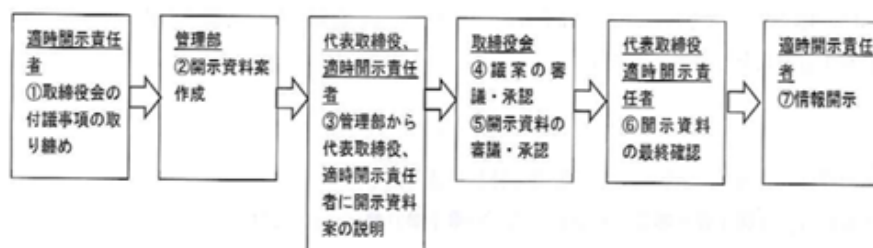


【別紙】情報開示体制図

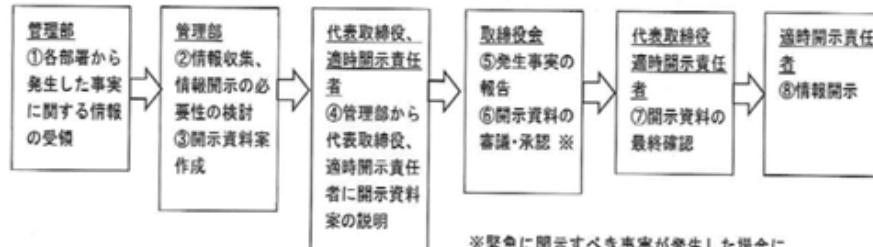
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付